

第2期 玉野市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～6年度



令和2年3月
玉野市

計画の概要

計画策定の背景

国では、平成 28 年 6 月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

また、令和元年 10 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

そして、同年 11 月には、貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指すことを目的に「子どもの貧困対策に関する大綱」が改訂されました。

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「玉野市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第 2 期玉野市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「市町村計画」として位置付けられます。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

計画の期間

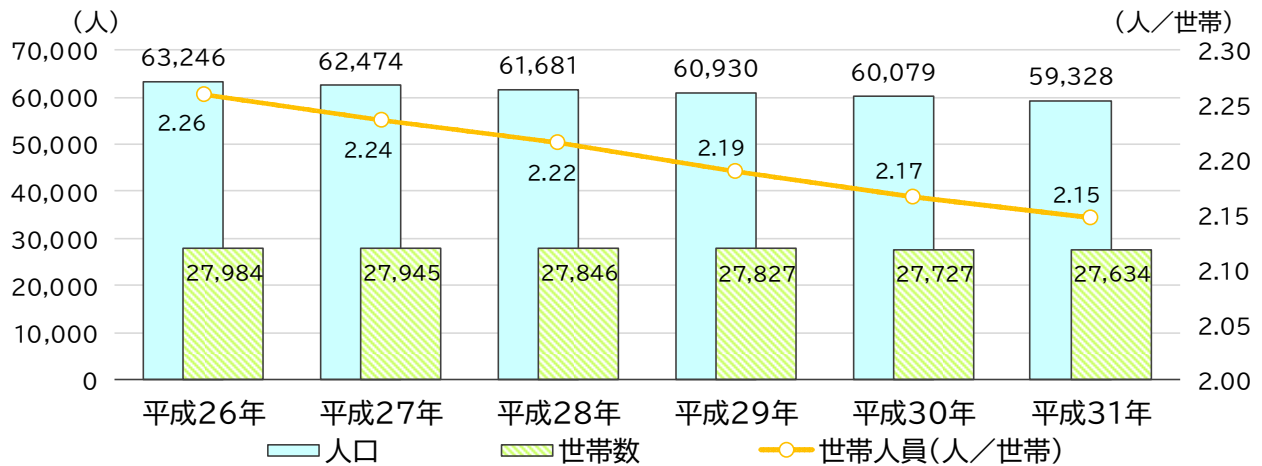
本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。令和 6 年度に、それまでの取り組みの評価・見直しを行い、令和 7 年度からの次期計画につなげます。

(年度)								
平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
第1期		第2期玉野市 子ども・子育て支援事業計画						
						見直し	次期計画	

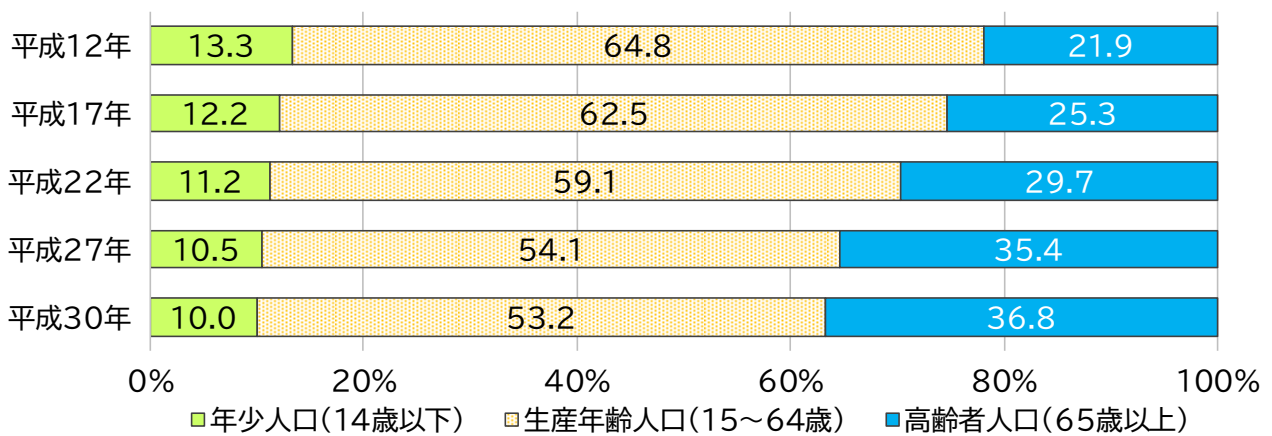
玉野市の現状

本市の人口減少、世帯人員減少及び少子高齢化は進行を続けています。
アンケートにおいては、就学前、小学生の保護者ともに「働きながら子育てできる環境」や「子育てに関する経済的負担の軽減」が求められています。

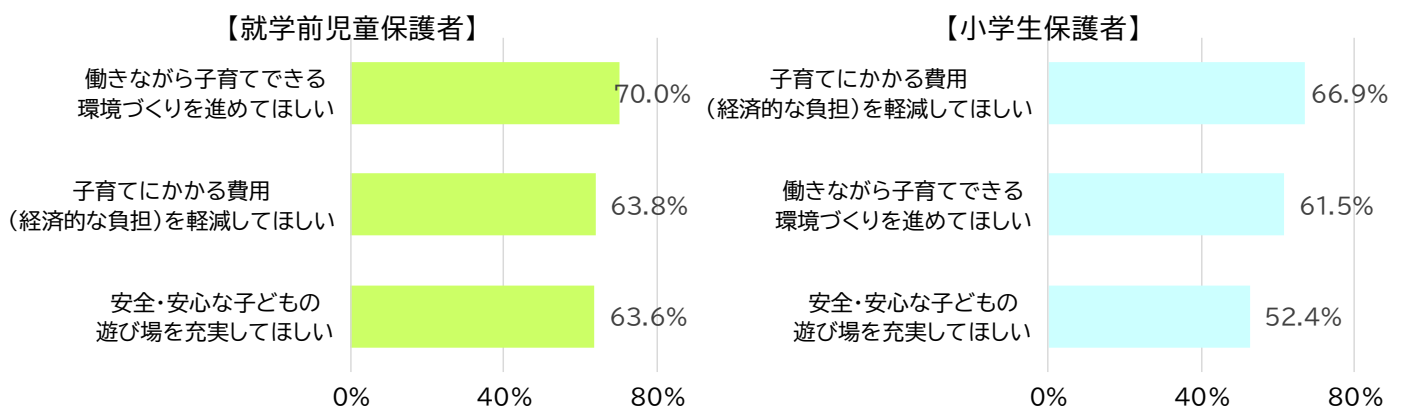
◆人口・世帯数の推移



◆年齢別人口構成の推移



◆保護者が子育てや教育に必要だと思う支援策（各上位3項目）



子育て支援の基本的な考え方

基本理念

本市では、玉野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備するとともに、子どもの健やかな成長と自立を応援し、心豊かに育つまちづくりを、地域ぐるみで推進してきました。

子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、子どもの健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民みんなが互いに支えあい、助けあいながら支援していくことがより重要となっています。

本計画においては、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、玉野市子ども・子育て支援事業計画において定めた基本理念を踏襲します。

安心して産み、育てられるまち
子どもたちが、のびのびと育つまち
子育てを、みんなで支えあうまち

基本目標と取り組み方針

基本理念を具体化するための「基本目標」については、本市における子育て支援の課題を踏まえ、次の4項目を設定し、それぞれに「施策の方向」を定めます。

取り組みにあたっては、就学前の教育及び保育を適切に提供できる施設整備の推進をはじめ、妊娠～出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能を充実するなど、子どもの健全な育成のための総合的な子育て支援の環境づくりを推進します。

基本目標	
【基本目標1】	健やかに産み育てられる環境づくり
【基本目標2】	子育てと仕事の両立
【基本目標3】	地域で安心して子育てできる環境づくり
【基本目標4】	子どもの生きる力の育成

施策の展開

基本目標 1 健やかに産み育てられる環境づくり

1 妊娠・周産期・乳幼児期の支援

安全で安心な妊娠・出産のため、妊婦一般健康診査をはじめ、関係課や医療機関等との連携を図りながら、様々な機会に相談や情報提供などを行います。

妊娠中から出産前後にかけて、育児や子どもの発育に関する正しい知識を普及し、母親やパートナーなど、育児に関わる方すべての不安や負担の解消に努めます。

- (1) 安全・安心な妊娠・周産期・乳幼児期の支援
- (2) 乳幼児の健康管理の充実

2 親子の健康づくりと食育の推進

家庭や地域、学校、行政がそれぞれの役割を明確にしながら、協働による健康づくりと食育の推進に取り組みます。

- (1) 親子の健康づくり支援
- (2) 食育の推進

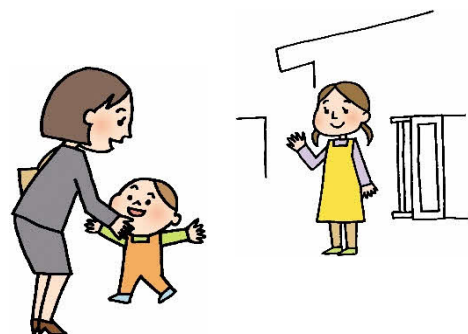


基本目標 2 子育てと仕事の両立

3 多様な子育て支援サービスの充実

利用者の生活実態及び意向を踏まえながら、教育・保育事業をはじめとする子育て支援サービスの提供体制の整備や経済的な負担感の軽減施策を推進し、保護者が安心して子育てができ、また、子どもの豊かな育ちを支えられる環境づくりに取り組みます。また、受け皿の整備に併せて保育士等の子育てを支援する人材の確保に取り組みます。

- (1) 子育て支援施策の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 保育士の人材確保



4

ワーク・ライフ・バランスの推進

「第4次たまの男女共同参画プラン」との施策連携を図り、子育ての各ステージにおいて、女性も男性も多様で柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点に立ちながら育児休業や介護休業制度の普及啓発や労働時間短縮に向けた事業所等への働きかけ等を関係機関との連携のもと取り組みます。

また、家庭内でのコミュニケーションや男性の家事・育児参加への働きかけ等、家庭や職場における啓発や学習機会の充実を図ります。

- (1) 就労環境の整備
- (2) 子育て意識と男女共同参画の啓発

基本目標3

地域で安心して子育てできる環境づくり

5

子育てを応援するまちづくり

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、同じ子育ての悩みの共有や相談ができ、楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進します。

- (1) 子育て家庭への支援の充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり

6

きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実

児童虐待の防止に向けた体制の強化が求められており、本市においても関係機関が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。また、ひとり親家庭等への相談対応や経済的な支援に引き続き取り組むとともに、障害のある子どもなど、特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、特別支援教育の充実や環境整備を推進します。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境の整備や教育環境の機会均等を図ります。

- (1) 子どもの人権尊重と児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭への自立支援の推進
- (3) 障害のある子どもへの支援の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進
- (5) 外国につながる幼児への支援

7

子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

防災・防犯や交通安全に対する意識啓発をはじめ、安全・安心確保のため、地域住民の自主活動等を支援し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進します。

また、児童生徒たちが心身ともに健全な生活を送れるよう、学校や家庭における相談体制の充実や生活環境の改善を図っていきます。

- (1) 子どもの安全・安心の確保
- (2) 快適な生活環境の整備



基本目標4 子どもの生きる力の育成

8

子どもが心豊かに成長するための活動の推進

地域のボランティア指導者や協力者など、地域で活動する人材や団体との連携を強化し、多様な世代の人や子ども同士の交流の機会を提供するとともに、親子が気軽に福祉活動や体験活動等に参加できる機会づくりを充実します。また、文化活動やスポーツ活動を促進し、子どもの健全な育成を図ります。

また、読書を通じて親子の絆を深めるとともに、読書に親しむ生活習慣の形成を図るため、図書館活動等を通じて、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境と、本への興味・関心を高めるきっかけをつくります。

- (1) 多様な体験・ふれあいの機会づくり
- (2) 健全育成の推進



9

教育環境の充実

子どもが個性を発揮し、伸び伸びとゆとりある生活を送れるよう、幼児期からのきめ細かな教育の推進とともに、家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを支援します。

子どものころから喫煙や薬物等の害について学ぶなど健康教育の充実を図るとともに、赤ちゃんとのふれあい体験学習や道徳授業、人権授業を通じて、いのちや人権の大切さの認識を図るなど、次代の親の育成に向けた教育を推進します。

- (1) 幼児教育環境の充実
- (2) 学校教育環境の充実



量の見込みと提供体制

教育・保育事業の見込量

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①幼稚園・認定こども園 (3歳以上)	量の見込み(人)	377	361	342	334	327
	確保方策(人)	428	428	428	428	428
②保育所・認定こども園 (3歳以上)	量の見込み(人)	799	757	711	690	671
	確保方策(人)	800	800	800	800	800
③保育所・認定こども園・地域型保育	0歳児	量の見込み(人)	99	99	98	97
		確保方策(人)	100	100	100	100
	1、2歳児	量の見込み(人)	395	401	396	388
		確保方策(人)	420	420	420	420

地域子ども・子育て支援事業の見込量

区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①時間外保育事業(延長保育事業)	量の見込み(人)	560	582	587	595	600
	確保方策(人)	560	582	587	595	600
②放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	低学年	量の見込み(人)	499	518	529	506
		確保方策(人)	530	530	530	530
	高学年	量の見込み(人)	228	218	216	217
		確保方策(人)	230	230	230	230
③子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	量の見込み(人/年)	15,144	14,736	14,172	13,620	13,128
	確保方策(人/年)	15,144	14,736	14,172	13,620	13,128
④一時預かり事業 (一時保育事業)	幼稚園在園児 対象	量の見込み(人/年)	331	324	313	308
		確保方策(人/年)	331	324	313	308
	保育所における 一時預かり	量の見込み(人/年)	5,611	5,389	5,124	4,950
		確保方策(人/年)	5,611	5,389	5,124	4,950
⑤病児保育事業	量の見込み(人/年)	253	253	252	251	249
	確保方策(人/年)	260	260	260	260	260
⑥ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	量の見込み(人/年)	571	548	527	509	492
	確保方策(人/年)	700	700	700	700	700
⑦乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み(人/年)	314	300	290	280	270
	確保方策(人/年)	13	13	13	13	13
⑧妊婦健康診査	量の見込み(人/年)	4,578	4,424	4,284	4,102	3,920
	確保方策(回/年)	14	14	14	14	14
⑨養育支援訪問事業	量の見込み(人/年)	450	450	450	450	450
	確保方策(人/年)	16	16	16	16	16
⑩利用者支援事業	実施か所数(か所)	2	2	2	2	2



第2期玉野市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年(2020年)3月

発行：玉野市教育委員会就学前教育課

〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号 TEL：0863-32-5573 FAX：0863-32-1329